

改正概要説明書	
国名：オーストラリア	法令名：特許法
改正情報：2017年2月27日登録	
<p><b>改正概要：</b> オーストラリアがニュージーランドと特許弁護士（弁理士）制度を共通化し統一したことに伴う法改正である。</p> <p><b>1. 定義の追加・変更</b> ・ニュージーランドと特許弁護士制度を統一するため、附則1の用語集に、ニュージーランドの特許関係官庁及び職名等の定義を追加した。また、オーストラリア側の職名の定義も追加し、統一に必要な範囲で定義を変更した（第3条）。</p> <p><b>2. オーストラリア特許庁の関係機関に対応するニュージーランドの機関の権限の追加</b> ・特許弁護士の行為の相手方となる特許庁及び関係機関等について、オーストラリアの機関等に対応するニュージーランドの機関を追加した（第20条(2)(3)）。また、オーストラリア特許庁等の有する関係情報をニュージーランドの官庁に開示できる旨の規定（第183条）、オーストラリア特許庁の業務をニュージーランドの官庁に委任できる旨の規定（第209条(1A)）、ニュージーランドの機関による行政決定はオーストラリアで効力を有する旨の規定（第227AB条）をそれぞれ追加した。</p> <p><b>3. ニュージーランドの特許弁護士にオーストラリアで業務を認める規定の追加</b> ・ニュージーランドの特許弁護士についてオーストラリアでも登録を認めて業務を行うことを認めるよう登録要件の規定を変更・追加した（第198条(7)(12)、第199条）。</p> <p><b>4. 手続先の共通化</b> ・ニュージーランド特許庁に対して提出された書類を、一定の条件下、オーストラリア特許庁にも提出されたとみなす旨の規定（第214条(2)(3)）、ニュージーランドを書類の送達先及び手数料納付先として認める旨の規定（第221条(2)～(5)、第227条、第227AA条）、一定の手続についてニュージーランドの関係機関にも権限を付与する規定（第223条）をそれぞれ追加した。</p> <p><b>5. 特許弁護士の団体の統一</b> ・オーストラリアの特許弁護士の団体組織をニュージーランドの特許弁護士と統一して「トランス・タスマン IP 弁護士委員会」として組織変更した（第227A条、第228条）</p>	
<p><b>改正内容：</b> ・第3条 ニュージーランド関係6件その他2件の計8件の追加定義あり。旧法文からは2件の定義削除あり。</p>	

・第183条

(3)-(6)は新設項である。

・第198条

(7)において、特許弁護士登録要件が改正された。

(12)は新設項である。

・第199条

(2)は新設項である。

・第209条

(1A)-(1B)は新設項である。

・第214条

(2)-(3)は新設項である。

・第221条

(2)-(5)は新設項である。

・第223条

(1A)-(1B)は新設項である。

・第224条

(3A)は新設項である。

・第227条

(6)-(7)は新設項である。

・第277AA条-第277AB条

新設条文である。

・第227A条

(2A)-(2M), (7)は新設項である。

・第228条

(4A)-(4E)は新設項である。